

# みのり国際学院 学則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、『実りある学び、実りある未来』自らの幸せの追求、社会での共生、社会への貢献ができる人材を育成する。

(名称)

第2条 本校は、【みのり国際学院】と称する。

(所在地)

第3条 本校は、山梨県韮崎市富士見二丁目2-25 に置く。

(日本語教育課程、修業期間、収容定員等)

第4条 本校には、留学のための課程として以下の教育課程を置く。本校の課程の修業期間、収容定員、クラス数及び授業時数は、次の表のとおりとする。

日本語教育課程	修業期間	収容定員	クラス数	授業時数 (単位時間)
進学2年コース	2年間	80人	4	1,600
進学1年6か月コース	1年6か月間	20人	1	1,200

※1日あたりの授業時数を4単位時間とし、週あたりの授業時数は20単位時間とする。

※授業時数の1単位時間は45分とする。

## 第2章 授業実施期間、授業日数及び休業日

(実施期間)

第5条 日本語教育課程の評価等を実施する期間は、下記の通りとする。

進学2年コースは、4月から始まり、翌々年の3月までとする。

進学1年6か月コースは、10月から始まり、翌々年の3月までとする。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

- (1) I期: 4月1日～ 6月30日
- (2) II期: 7月1日～ 9月30日
- (3) III期: 10月1日～ 12月31日
- (4) IV期: 1月1日～ 3月31日

(授業日数及び休業日)

第6条 本校が授業を開講できる日数は1年から休業日を除いた日数とする。

進学2年コース:400日以上

進学1年6か月コース:300日以上

2 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)で規定する日

- (3) 下に示す長期休業期間
- 1) 夏季休業:8月上旬から8月下旬まで約2週間
  - 2) 秋季休業:9月下旬から10月上旬まで約2週間
  - 3) 冬季休業:12月下旬から1月上旬まで約2週間
  - 4) 春季休業:3月下旬から4月上旬まで約2週間

3 校長が必要と認めるときは、前項の休業日を臨時に変更することができる。

4 第2項に定める休業日のほか、非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第7条 授業の終始時刻は校長が定め、次の通りを行う。

- (1) 午前クラス:8時45分～12時15分
- (2) 午後クラス:13時00分～16時30分

### 第3章 日本語教育課程

(日本語教育課程)

第8条 本校には、以下の表の項の第一欄に掲げる日本語教育課程を置き、修業期間、目標とする日本語能力(「日本語教育の参照枠」(令和3年10月12日文化審議会国語分科会)の尺度で示された日本語能力をいう。)、収容定員数及び授業時数はそれぞれ以下に掲げるとおりとする。

日本語教育課程	修業期間	日本語能力の到達目標	収容定員数	レベル	授業時数 (単位時間)
進学2年コース	2年間	B2	80	初級1	200
				初級2	200
				中級	600
				中上級	600
進学1年6か月コース	1年6か月間	B2	20	中級	600
				中上級	600

### 第4章 学習の評価、課程修了の認定

(学習の評価)

第9条 学習の評価は、小テスト、提出物、定期試験等の結果によって判定する。

2 前項の評価は、A～Eまでの5段階評価とする。

5段階評価 100点法対比

- |   |        |
|---|--------|
| A | 90~100 |
| B | 80~89  |
| C | 70~79  |
| D | 60~69  |
| E | 0~59   |

3 第2項の評価におけるA, B, C, Dは合格とする。

(修了等)

第10条 校長は、以下の要件をいずれも満たす者に対し、当該課程の修了を認定する。

- (1) 全学期において評価項目すべてで成績がD以上であること
- (2) 全体の出席率が90%以上であること

2 校長は、本校の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

## 第5章 教員及び職員組織

(教員及び職員組織)

第11条 本校に、次の教員及び職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 主任教員
- (3) 教員 5名以上(うち、本務等教員3名以上)
- (4) 生活指導担当者 2名以上
- (5) 事務統括
- (6) 事務職員(事務統括を除く)1名以上

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

(校長及び副校長)

第12条 校長は、本校の業務をつかさどり、所属する教員及び職員を監督する。

2 副校長を置くことができる。副校長は、校長を助け、命を受けて本校の業務をつかさどるとともに、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときは臨時にその職務を行う。

(主任教員及び事務統括)

第13条 教育課程の編成及び他の教員の指導の責任者として、主任教員を置く。

2 学校事務の業務をつかさどり、その責任者として、事務統括を置く。

(職員会議)

第14条 職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。

2 職員会議は校長が主宰する。

## 第6章 在籍等

(入学資格)

第15条 本校への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 母国で12年以上の教育課程を受け、高校卒業に相当する学歴を有する者
- (2) 心身ともに健康で、日本の法令、本校の規則等を遵守できる者
- (3) 留学目的が明確で学習意欲があり、経費支弁者に十分な経費支弁能力がある者
- (4) 下記の日本語能力がある者

『進学2年コース』

- ・JLPT-N5 又は 同等の日本語能力試験に合格し、A1相当の日本語能力を有している  
『進学1年6か月コース』
- ・JLPT-N4 又は 同等の日本語能力試験に合格し、A2相当の日本語能力を有している
- ・JLPT-N4 又は 同等の日本語能力試験の受験を予定しており、A2相当の日本語能力を有している

(入学手続)

第16条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- 2 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書その他の書類に必要な事項を記載し、指定期日までに出席しなければならない。
- 3 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- 4 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第20条に定める納付金及び必要な書類を添えて入学の手続をしなければならない。
- 5 入学を許可された者が、正当な理由により入学を遅延する場合は、早急に本校に申し出なければならない。

(休学・転学・退学)

第17条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、7日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長に許可を得て復学することができる。
- 3 転学・退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。
- 4 休学又は退学する者は、校長の許可を受ける手続を可及的速やかに行わなければならない。

(変更の届出)

第18条 何らかの理由で、本校に届け出ている住所、在留期間、在留資格、アルバイト先などに変更があった場合は、可及的速やかに届け出なければならない。また住所変更は14日以内に、市役所、出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。

(災害時における学習継続の措置)

第19条 本校が災害により日本語教育を継続することが困難となった場合、あらかじめ定めている支援フローに基づき、提携している転学先を紹介するなど学生の日本での学習の継続に努めるものとする。

## 第7章 学生納付金等

(学生納付金等)

第20条 本校の学生納付金は、次のとおりとする。

通貨単位:円(税込)

課程名	入学 検定料	入学金	授業料	施設費	設備費	教材費	課外 活動費	保険料	健康 管理費	合計	
進学2年 コース	1 年 目	20,000	60,000	700,000	25,000	25,000	60,000	20,000	10,000	10,000	930,000

	2 年 目	—	—	700,000	25,000	25,000	30,000	20,000	10,000	10,000	820,000
進学 1年6か月 コース	1 年 目	20,000	60,000	700,000	25,000	25,000	60,000	20,000	10,000	10,000	930,000
	2 年 目	—	—	350,000	12,500	12,500	15,000	15,000	5,000	10,000	420,000

【注意事項】

・すべての送金手数料は自国内、日本国内分ともに申請者の負担とする。

- 2 原則、学生が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 学生が休学した場合は、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から授業料を免除することがある。

(学生納付金の返還)

第21条 既に納入した学生納付金は、以下の事由で校長が認めた場合、返還する。

1. 入国前

(1) 在留資格認定証明書(COE)が交付されたが、留学ビザの申請を行わず来日しない場合

理由の如何に関わらず入学検定料および入学金は返金しない。授業料およびその他の費用は、在留資格認定証明書(COE)および入学許可証と引き換えの上、振込手数料を除いた全額を返金する。

(2) 日本在外公館によってビザ発給が拒否された場合

入学検定料および入学金は返金しない。授業料およびその他の費用は、本校職員が日本在外公館において留学ビザが発給されなかったことの確認ができた後、入学許可証と引き換えの上、振込手数料を除いた全額を返金する。

(3) 日本在外公館によってビザ発給後に入学をキャンセルした場合

理由の如何に関わらず入学検定料および入学金は返金しない。授業料およびその他の費用は、留学ビザが未使用で失効が確認できた後、入学許可証と引き換えの上、キャンセル料として上限50,000円と振込手数料を除いた全額を返金する。

2. 入国後

(1) 授業開始前の場合

日本を出国し、留学在留資格が失効したことを本校が確認し、文書での届出を本校が受け付けた時点で、入学検定料、入学金、振込手数料、キャンセル料として上限50,000円を除いた全額を返金する。

(2) 授業開始後の場合

日本を出国し、留学在留資格が失効したことを本校が確認し、文書での届出を本校が受け付けた時点で、翌月以降分の授業料から振込手数料を引いた金額のみ返金する。入学検定料、入学金及びその他の費用は返金しない。

(3) 除籍の場合

入学検定料、入学金、授業料およびその他の費用は返金しない。

3. 免責事項

天災、事故、感染症、交通機関のストライキや気象状況等で交通機関が止まる恐れがある時など、やむを得ない事情で授業を中止する場合は免責とし、その分の授業料およびその他の費用の返金は行わない。

## 第8章 賞罰

(賞罰)

第22条 成績優秀にして他の模範となる者については、校長はこれを表彰することができる。

(懲戒処分)

第23条 学生が、この学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、除籍の2種とする。

3 前項の除籍は、次の各号のいずれかに該当する学生に対してのみ行うものとする。

- (1) 日本国の法律に違反した者
- (2) 日本の社会道徳に著しく反する行為をした者
- (3) 出入国管理及び難民認定法に違反し行政から処分を受けた者
- (4) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (5) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (6) 正当な理由がなく出席常でない者
- (7) 本校の規則に従わず、本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (8) 提出書類の内容に、重大な虚偽があることが判明した者
- (9) 正当な理由なく且つ所定の手続きを行わずに、授業料等を滞納し、その後においても納入の見込みがない場合

4 前項の除籍を決定する際は、校長による懲罰委員会を開催する。

5 懲罰委員会は校長、主任教員、事務統括から構成される。

## 第9章 雑則

(健康診断)

第24条 健康診断は、毎年1回健診実施機関において計画的に実施する。

附則

この学則は、令和8年4月1日から施行する。